

地域の未来づくり推進事業 説明資料

岡山市政策局政策部事業政策課

地域の課題解決

活動主体

地域密着型団体

特定の地域を対象とする地域住民主体の団体

テーマ型団体

特定の地域に限らず活動する企業やNPO法人等

地域活力の創出

生活機能・サービスの維持

人口対策の活動

①地域の未来づくり推進事業

(地域振興基金活用：H30からおおむね10年間)

・地域の未来づくり推進事業補助金

ソフト、ハード事業に対する支援

・活動計画づくりへの支援

ワークショップの開催、アドバイザー派遣等

②中山間・周辺地域等稼ぐ力創出事業

(地方創生推進交付金事業 (H29~31))

・地域活力創出事業補助金

地域資源を活かした事業に対する支援

・地域活力創出担い手育成塾

(人材育成・計画づくり)

地域おこしスペシャリストによる講座等

・収益が見込みやすい活動
・段階を追って収支のバランスをとっていく活動

最終形態として、持続可能なコミュニティビジネスの創出を目指す

①地域の未来づくり推進事業

地域の未来づくり推進事業補助金について

①地域の未来づくり推進事業補助金とは

- この補助金は、地域住民組織をはじめ、NPO法人、株式会社等多様な主体が、中山間・周辺地域における、持続可能な地域づくりをめざし、コミュニティビジネスの創出など、様々な地域課題の解決に取り組むための活動を支援する制度です。
- 市の認定した「地域の未来づくり計画」に位置付けた事業に対して、補助金を交付します。

●岡山市における「コミュニティビジネス」

- ① 地域の課題解決につながる
- ② 地域住民、NPO、株式会社など、多様な団体が主体となる
- ③ ビジネスの「手法」を用いて取り組む

●対象地域

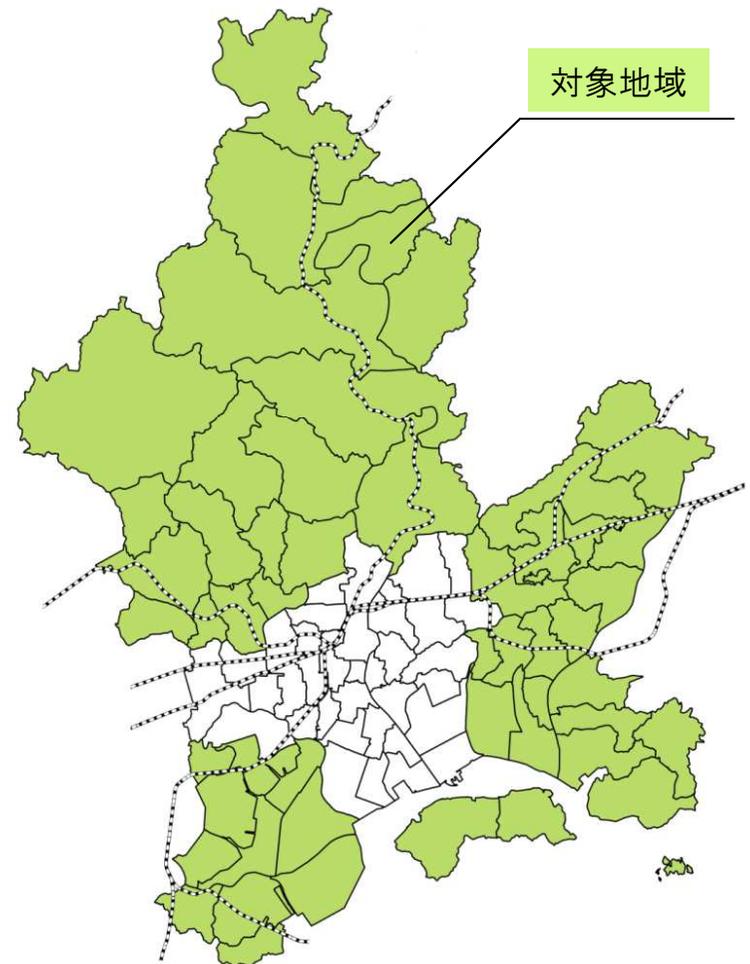
■右図の小学校区

■対象地域の課題解決につながる活動であれば、内容により対象地域外で活動することも可能です。

例えば・・・

- ✓ 対象地域の農産物を中心市街地で販売する など

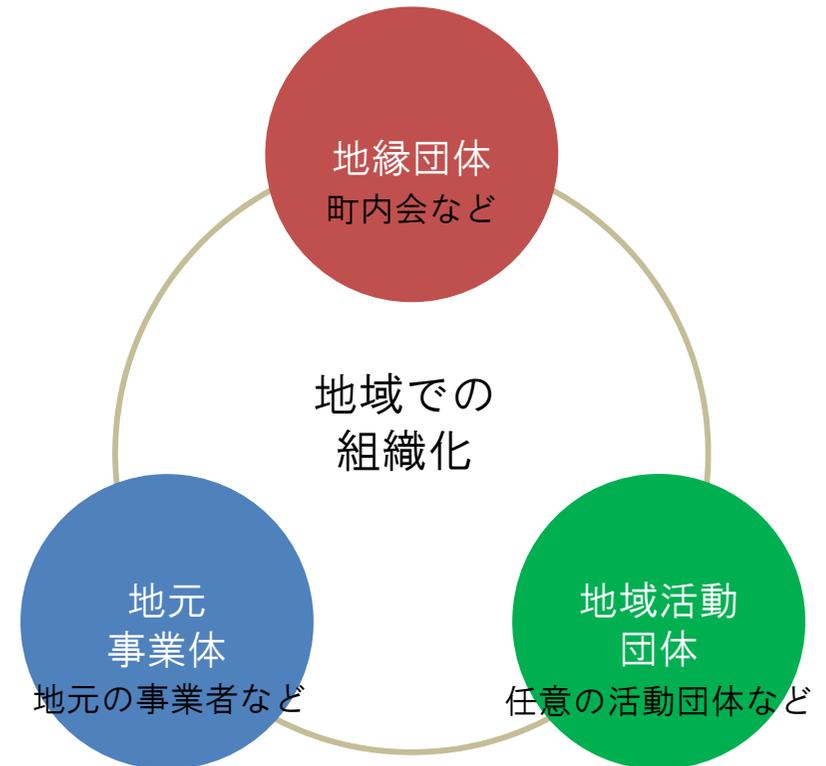
対象地域の課題との関係や協力体制などを明確にしてください。



■ 地域密着型団体

特定の地域の住民、そこで活動する地域住民主体の各種団体、NPO法人、株式会社等の法人格を有する団体が、組織化した団体です。

- ✓ 対象地域内において、原則として、概ね小学校区単位で組織化した、10人以上の団体であること。
- ✓ 組織化した団体の構成員の2分の1以上（代表者を含む。）が、団体が組織化された地域に居住していること。
- ✓ 団体の規約や会則等を有すること。
などの要件があります。



➤ 「規約や会則」について

任意の団体の場合、規約や会則を正しく定め、その内容に従って団体の運営を行ってください。団体として財産管理ができる体制が整っていることも、補助金申請の要件の1つです。

■テーマ型団体

特定の地域に限らず活動する、地域密着型団体以外のNPO法人、株式会社等の法人格を有する団体

- ✓ 岡山市内に**事務所等**を有し、対象地域内の**住民との協力関係のもと**に、補助事業を行うこと。

などの要件があります。

➤ 「事務所等」について

本社や本店、もしくは岡山市との取引に係る権限が委任されている支店や営業所等を、岡山市内に有していることが必要です。

➤ 「住民関係との協力」について

計画内容について、事前に対象範囲の町内会等と協議を行っていただくことが必要です。

■地域密着型団体、テーマ型団体に共通して

- ✓ ひとつの団体について、補助を受けられることができる事業は1件までです。



地域の未来づくり計画

■補助を希望する方は、地域の課題や将来像、事業計画などをまとめた「**地域の未来づくり計画**」を作成して、認定を受ける必要があります。

- ✓ 原則として概ね小学校区の範囲
- ✓ 計画期間は地域密着型団体3～5年、テーマ型団体3年
- ✓ 計画の対象となる事業は、以下の事業

① 地域活力の創出の活動

地域産品等の活用、地域産業や商業の維持等の、地域活力の創出につながる活動



例：地域産品を使った朝市

② 生活機能・サービスの維持の活動

地域における支え合いの仕組みづくりや生活支援サービスの維持等の、生活機能やサービスの維持、創出につながる活動



例：高齢者の生活支援サービス

③ 人口対策の活動

上記①、②の活動の効果促進を目的とした、交流人口の増加、定住促進等の人口対策の活動（**地域密着型団体のみ**）



例：地域内外の人を招いた交流イベント

➤ 計画内容の周知について

「地域の未来づくり計画」については、申請前に活動地域の住民の方が内容を把握していることが必要です。具体的には以下のいずれかとします。

- ✓ 計画内容について、活動地域を含む小学校区全体の会議で協議を行うこと。
- ✓ 計画内容について、活動地域の関係町内会に協議を行うこと。
- ✓ 関係町内会から選出された人員を、活動団体の構成員としていること。

財政的支援

■ 各団体の事業に対し、主に初期費用について財政的支援を行います。

地域密着型団体

概ね小学校区の地域で活動する住民主体の団体の、「地域の未来づくり計画」に掲載される事業に対する支援。団体の体制により支援内容が異なる。

- ・対象：ソフト事業、ハード事業（団体に財産管理できる体制が必要）
- ・期間：3年～最大5年間
- ・補助上限額：
（法人格無）ソフト 500万円 ハード 500万円
（法人格有）ソフト 1,000万円 ハード 1,500万円
- ・補助率：ソフト 4/5以下 ・ハード 4/5以下

テーマ型団体

特定の地域に限らず活動するNPO、株式会社等の法人の、「地域の未来づくり計画」に掲載される事業に対する支援。

- ・対象：ソフト事業、ハード事業
- ・期間：3年間
- ・補助上限額：
ソフト 1,000万円 ハード 1,500万円
- ・補助率：ソフト 2/3以下 ・ハード 2/3以下

対象経費

(事業に必要かつ相当と認められる範囲に限ります)

ソフト経費

- **商品又はサービスの企画、研究開発、広報及び宣伝に係る経費**
例：新商品の開発の材料費や研修費、新しい店舗の立上げに必要な消耗品、広告用のチラシやHPの作成委託 など
- **事務所等の借りに要する経費**
例：器材や設備のリース料、事務所の賃料 など
- **補助事業に従事する者の人件費（2分の1以内）**
- **活動の効果促進を目的とした、交流人口の増加、定住促進等の人口対策の活動に係る経費（地域密着団体のみ）**
例：新しい店舗のPRを兼ねたお祭りの実施 など

注意【人件費について】

- ・必ず年間作業時間数や勤務時間などを明確に記録した、日誌・データを整備してください。
- ・書面で確認できない場合は、補助対象経費から除外されることもあります。
- ・内容によっては、認められない場合があります。

ハード経費

- **施設整備に要する経費（新築に要する経費は除く。）**
- **10万円以上の備品**

注意

- ・ハード事業により整備・取得したものは、減価償却資産の耐用年数等に相当する期間（最長、交付決定から10年間）は処分することができません。

- 対象経費は、**事業に必要と認められる範囲**に限ります。不必要に高額なものを購入したり、過剰に設備や材料を購入した場合は、**補助金返還の対象**となります。

対象外経費

- ① 飲食に要する経費
- ② 出資，出損及び貸付に要する経費
- ③ 土地及び建物の取得及び補償に要する経費
- ④ 事業の実施そのものを業務とするものに対する委託料
- ⑤ 交際費
- ⑥ 既存の施設又は備品の維持管理に係る経費
- ⑦ 賞金
- ⑧ 施設整備及び備品の取得をする場合の登記，登録，保険等の諸経費
- ⑨ その他、適当でないと認められる経費

注意

- ✓ 事業活動の経常経費（日常的な運用に必要な材料費や消耗品等）は対象外となります。
- ✓ 補助対象事業により得た収益をどう使っていくかについても、計画に明記してください。
- ✓ 岡山市の補助対象事業であり、他の補助金を受けている事業は対象となりません。

②中山間・周辺地域等稼ぐ力創出事業

地域活力創出事業補助金について

②地域活力創出事業補助金とは

- 中山間・周辺地域や伝統工芸品の産地等を対象に、地域の伝統文化や産品等の地域資源を活用した、地域の「稼ぐ力」の向上や「地域活力の創出」に資する活動を支援する制度です。
- 地域の資源を活かしたコミュニティビジネスの創出を目指す活動や、伝統工芸品を活かした事業など、地域の産業や文化を発展、再興する活動に補助金を交付します。

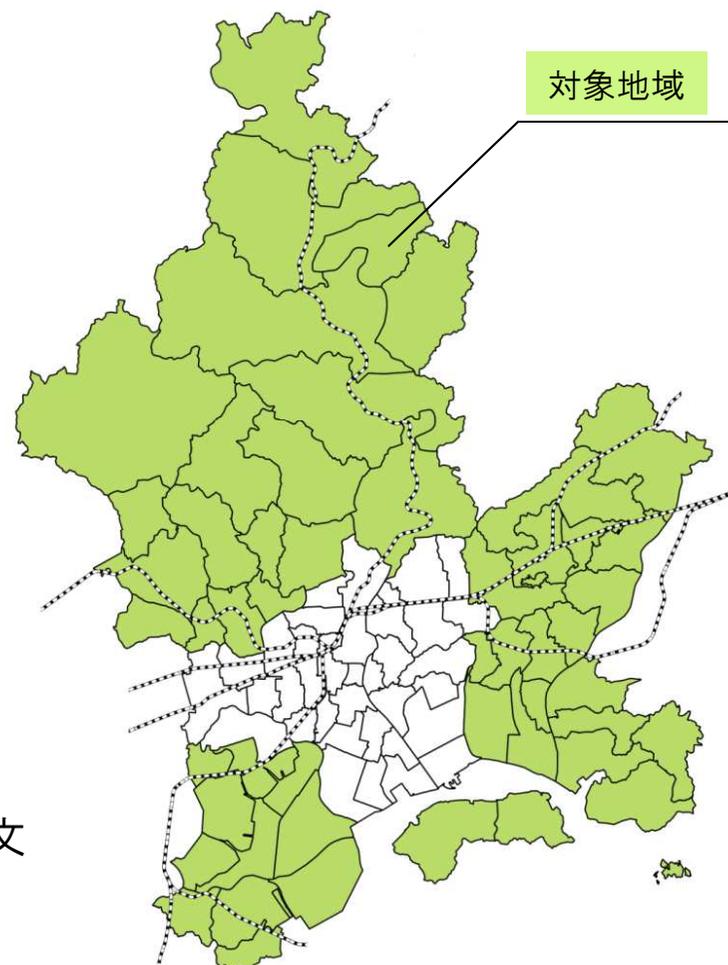
対象地域

- 右図の小学校区（地域の未来づくり推進事業補助金と同じ）
- 対象地域の課題解決につながる活動であれば、内容によっては対象地域外で活動することも可能です。
- 伝統工芸品を活かした事業は市内全域を対象とします。

※伝統工芸品：国指定の伝統工芸品＋県指定の郷土伝統的工芸品

地域の未来づくり推進事業との違い

- 地域の産業や文化を発展、再興するといった要素が必要です。
- 支え合いや生活維持といった活動においても、地域の産業や文化をどう活かすかを考慮してください。



補助対象等

対象とする事業主体

■ 複数の個人又は団体からなる、構成員が2人以上の団体

- ✓ まず、以下のいずれかの条件を満たしていることが必要です。
 - ① 構成員に「地域活力創出担い手育成塾」に参加した者を含むこと。
 - ② 「地域の未来づくり推進事業」の申請を検討していること。
 - ③ 既に地域活力の創出に資する活動を行っていること。
- ✓ その他、会則等を有していることなど、基本的な条件を満たしていることが必要です。
- ✓ ひとつの団体について、補助を受けることができる事業は1件までとします。
- ✓ 事業の内容によっては、活動地域の住民との協議等を求める場合があります。

補助対象事業

- ① **地域の伝統文化や産品等の地域資源を活かしたコミュニティビジネスの創出を目指す事業**
朝市やコミュニティカフェなどの事業の試行的な実施
- ② **伝統工芸品を活かした事業の継続、拡大に資する事業**
岡山市の伝統工芸品を活かした事業の継続（後継）や拡大つながる事業の実施
- ③ **①、②の既存事業を促進（ブラッシュアップ）する事業**
既に立ち上げた古民家レストランなどで、新商品の開発や農産物の販売開始など、新しい事業や取組の拡大

支援内容と補助対象経費

支援内容

- ・対象：ソフト事業
- ・期間：単年度
- ・補助上限額：45万円 補助率：10/10以内

補助対象経費

ソフト経費

■商品、意匠又はサービスの企画、研究開発、広報及び宣伝に係る経費

例：朝市実施のための機材リース料、広告の印刷費、試作品開発の材料となる消耗品、HP作成の委託料等

○補助対象外経費

- ✓ 地域の未来づくり推進事業の対象外経費の他、ハード経費や人件費、1品が3万円以上の備品などは対象外です。
- ✓ 岡山市の補助対象事業であり、他の補助金を受けている事業は対象となりません。

計画づくりの支援

■計画づくりワークショップ

○全体ワークショップ

地域の課題や取り組みたい事業等のアイデアを参加者間で共有する場を設け、計画づくりの推進を行う。

事業説明
課題整理

手法・活動
の検討

事業計画
の検討

アイデア
共有

○個別ワークショップ

- ・地域の要望を受けて、地域の計画作りや体制づくりの話合いに参加し、個別の支援を行う。
- ・実施体制：委託事業者（ファシリテーター）、アドバイザー、市職員（必要に応じて）

■アドバイザー派遣

○岡山市が、地域の実状や要望に応じたアドバイザーを派遣し、事業の勉強会や合意形成を推進する。

地域へ派遣

コミュニティビジネスの
実践者

計画相談の
アドバイザー

■地域活力創出担い手育成塾

○「地域おこしスペシャリスト講演会」「コミュニティビジネス起業入門セミナー」「専門家の個別派遣」を実施し、全国の事例や具体的手法を学ぶ機会を提供する。

地域おこしスペシャリスト講演会

先進地のリーダーの招き、理念や経験を語ってもらう講演を実施する。

コミュニティビジネス起業入門セミナー

起業に必要となる基礎的なノウハウを学習する場を提供する。

専門家の個別派遣

個別具体の専門的課題を解決するために、個別指導を行う。



H30.3.17の地域おこしスペシャリスト講演会の様子
講師：「やねだん」豊重哲郎氏

事業スケジュール（予定）

※詳細は「市民の広場」や事業政策課のホームページ等でお知らせします。

